

## 財団法人京都市文化観光資源保護財団設立趣意書

京都は延暦 13 年(794)の平安遷都以来 1000 有余年にわたり,王城の地として栄えた都市であります。

この長い年月は,建築,庭園,絵画,彫刻,工芸等いく多の貴重な文化財を生み,また,優雅な年中行事や伝統芸能,精織な郷土産業を育て,今なおそれが古都の自然美ととけ合っ  
て“ 京都こそ日本である ” と世界各地から訪れる人々を感嘆させ,また“ 日本のこころのふるさと ” として,こよなき憩いと,やすらぎを与えています。

申すまでもなく,これら歴史的文化遺産は,日本文化の過去と現在をつなぎ,かつ,将来への発展の足がかりを与えるものであって,京都市民のみならず日本国民にとって,極めて貴重な文化観光資源であるといえましょう。

近時,国民生活の飛躍的向上に伴い,古都の文化観光資源を求めて入洛する観光客は年々累増しつつありますが,殊に万博の開催を目前に控えて,この傾向は更に飛躍的に激化するものと予想されます。ところが,これらの資源や施設は,必ずしもこれに  
応え得る十分な保護と態勢が整えられているとは申せません。しかも,急速な都市開発の進展にともなって,これら貴重な文化財や,歴史的な自然環境などが,ややもすれば破壊損傷を被りかねない現状であります。これがひとたび破壊されるならば,その復元はもはや不可能でありましょ

もちろんこれら歴史的文化観光資源の保護と保存については,国や公共団体等においても関係法令の制定など,種々その対策が講ぜられておりますが,財政的には必ずしも十分とは言い難いのであります。

今こそ,国民的資産ともいふべき京都の文化観光資源を,広く国民各層の協力と支援を得て保護し,正しく利用して,長く後世に保存伝承することはわれわれ現代人に課せられた社会的責任であると信ずるのであります。

幸にして,全国的にも文化遺産に対する愛護思想が高まりつつある今日,国際文化観光都市京都の保存に深い関心を寄せる有志が相諮って,ここに財団法人京都市文化観光資源保護財団を設立するに至った次第であります。

本財団は,この使命達成のため,京都市及び国,京都府並びに広く関係諸団体と連絡を密にし,その協力を仰ぎながら,古都における文化観光資源保護事業の総合的な活動を強力に展開して“ 日本の歴史である京都 ” の伝統文化の保護と観光の健全な発展を促進し,もって国民生活の安定と文化的向上に寄与する所存であります。

以上の趣旨にご賛同賜わり,ご指導,ご協力をお願い申し上げますとともに,本財団に積極的な参加ご援助を賜わりますようお願いいたします次第であります。

昭和 44 年 10 月 13 日

## 設立発起人

|       |              |
|-------|--------------|
| 芦原 義重 | 関西経済連合会会長    |
| 池坊 専永 | 華道池坊家元       |
| 砂野 仁  | 神戸商工会議所会頭    |
| 石坂 泰三 | 経済団体連合会名誉会長  |
| 石村 幸作 | 国際観光旅館連盟会長   |
| 市川 忍  | 大阪商工会議所会頭    |
| 犬丸 徹三 | 日本ホテル協会会長    |
| 円城留二郎 | 京都商工会議所会頭    |
| 大谷 光暢 | 財団法人全日本仏教会会長 |
| 奥田 東  | 京都大学総長       |
| 川端 康成 | 作家           |
| 佐伯 勇  | 日本民営鉄道協会会長   |
| 白石 古京 | 京都新聞社社長      |
| 千 宗室  | 茶道裏千家家元      |
| 田中 文清 | 京都府神社庁長      |
| 田中 義男 | 文化財保護審議会会長   |
| 土川 元夫 | 名古屋商工会議所会頭   |
| 富井 清  | 京都市長         |
| 永野 重雄 | 日本商工会議所会頭    |
| 西尾 寿男 | 国際旅行業者協会会長   |
| 平山 孝  | 日本観光協会会長     |
| 堀木 鎌三 | 歴史的風土審議会会長   |
| 松尾 静磨 | 日本航空社長       |
| 松下幸之助 | 松下電器産業会長     |
| 三崎 良泉 | 京都古文化保存協会理事長 |
| 村岡 四郎 | 京阪電気鉄道社長     |
| 森 薫   | 京阪神急行電鉄社長    |
| 湯浅 佑一 | 関西経営者協会会長    |
| 李家 孝  | 横浜商工会議所会頭    |

(五十音順)

# 財団法人京都市文化観光資源保護財団寄附行為

昭和 44 年 12 月 1 日制定

昭和 47 年 3 月 10 日一部改正

昭和 60 年 4 月 9 日一部改正

平成 4 年 6 月 9 日一部改正

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この財団は、財団法人京都市文化観光資源保護財団という。

(事務所)

第 2 条 この財団は、事務所を京都市におく。

(目的)

第 3 条 この財団は、京都市域に存する文化財、伝統行事など、後世に継承するに足る文化観光資源を、これらを取りまく自然環境とともに保護し、かつ、その活用を図ることにより、京都市の文化観光の健全な発展を促進し、もって京都市民及び国民の生活の安定と文化的向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 文化財所有者、管理者等の行なう文化観光資源保護事業に対する助成
- (2) 伝統行事、伝統芸能の保存及び執行に対する助成
- (3) 文化観光資源を取りまく自然環境の保全及びその整備に対する助成
- (4) 文化観光資源施設の整備に対する助成
- (5) 文化観光資源の取得及び管理
- (6) 文化観光資源に関する保護思想及び知識の普及向上
- (7) 文化観光資源に関する調査研究並びに情報の収集及び提供
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この財団の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 補助金または助成金
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
  
- (5) その他の収入

(資産の種類別)

第 6 条 この財団の資産を分けて、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 基本財産として、指定して寄附された財産
- (2) 理事会において、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この財団の資産は理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

2 基本財産は、これを処分または担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由のあるときは、理事会において出席理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、京都府知事の承認を得てその一部に限り処分し、ま、たは担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 8 条 この財団の経費は、基本財産から生ずる果実及び運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 9 条 この財団の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の処分)

第 10 条 毎事業年度の決算において、剰余金を生じたときは、理事会の議決を得て、その全部または一部を基本財産に繰り入れるか、もしくは翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第 11 条 理事長は、毎事業年度終了後、すみやかに次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第 1 項の書類及び前項の監査報告書について理事会の承認を得た後、これを事務所に備えつけておかなければならない。

### 第 3 章 役員等

(会長)

第 12 条 この財団に会長をおき、京都市長をもってこれにあてる。

2 会長は、この財団を総擁する。

(役員)

第 13 条 この財団に次の役員をおく。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 副理事長 3 名以内
- (3) 専務理事 2 名以内
- (4) 常任理事若干名
- (5) 理事 30 名以内(理事長,副理事長,専務理事及び常任理事を含む)
- (6) 監事 2 名
- (7) 評議員 80 名

(役員を選任)

第 14 条 理事長は,評議員会において選任する。

- 2 評議員は・会員及び学識経験者のうちから,理事会の同意を得て,理事長が委嘱する。
- 3 理事及び監事は,評議員会の同意を得て,理事長が委嘱する。ただし、相互に兼ねることができない。
- 4 副理事長・専務理事及び常任理事は,理事会の同意を得て,理事長が委嘱する。

(役員職務)

第 15 条 理事長は,この財団を代表し,業務を総理する。

- 2 副理事長は・理事長を補佐し,理事長に事故があるときまたは欠けたときは,理事長があらかじめ指名した順位により,その職務を行なう。
- 3 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し,財団の業務を処理し,副理事長に事故があるときは,その職務を代理する。
- 4 常任理事は,常時,財団の業務に参画する。
- 5 理事は,理事長の定めるところにより,この財団の業務を分掌する。
- 6 監事は,民法第 59 条に規定する職務を行なう。
- 7 評議員は,この寄附行為に定める業務を審議する。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし,再任を妨げない。

- 2 補欠または増員のため就任したものの任期は,前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は,その任期満了後においても,後任者が就任するまでは,なお,その職務をおこなうものとする。

(役員解任)

第 17 条 役員が次の各号の 1 に該当するときは,理事長については評議員会が,副理事長・専務理事・常任理事,理事及び監事については評議員会の同意を得て理事長が,評議員については理事会の同意を得て理事長が,解任または解嘱することができる。

- (1)心身の故障のため,職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反,その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 18 条 役員はすべて名誉職とする。ただし,理事長が理事会の議決を得て指定した常勤の役

員は、有給とすることができる。

(顧問)

第 19 条 この財団に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

顧問は、この財団の事業遂行上重要な事項について、理事長の諮問に応じ意見を述べ、または必要に応じて、会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第 4 章 会議及び運営

(種別)

第 20 条 会議は、理事会、常任理事会及び評議員会とする。

(会議の構成)

第 21 条 理事会は、理事をもって構成し、議長は、理事長がこれにあたる。

2 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事をもって構成し、議長は、理事長がこれにあたる。

3 評議員会は、評議員をもって構成し、議長は、評議員の互選とする。

(理事会の招集)

第 22 条 理事会は、理事長が必要と認めるときこれを招集する。

2 理事長は、理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を示して理事会招集の請求があったときは、その請求のあった日から 15 日以内にこれを招集しなければならない。

3 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

(常任理事会の招集)

第 23 条 常任理事会は、理事長が随時これを招集する。

(評議員会の招集)

第 24 条 評議員会は、理事長が必要と認めるときこれを招集する。

2 理事長は、評議員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を示して評議員会招集の請求があったときは、その請求のあった日から 15 日以内にこれを招集しなければならない。

3 第 22 条第 3 項の規定は、評議員会の招集に準用する。

(理事会の議決事項)

第 25 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)事業計画及び収支予算

(2)事業報告及び収支決算

(3)文化観光資源の所有者,管理者等に対する補助金,助成金等の交付

(4)評議員会に付議する事項

(5)その他重要な事項

(常任理事会の協議事項)

第 26 条 常任理事会は,業務執行上の重要事項について協議し,決定する。

(評議員会の審議事項)

第 27 条 評議員会は,この寄附行為に別に定めるもののほか,理事長の諮問に応じ,重要事項を審議する。

2 理事長は,次の各号に掲げる事項については,評議員会に報告しなければならない。

(1)事業計画及び収支予算

(2)事業報告及び収支決算

(3)その他理事長が必要と認める事項

(会議の定足数及び表決等)

第 28 条 理事会は,理事総数の過半数の出席がなければ,会議を開くことができない。

2 理事会の議事は,寄附行為に別に定めるものを除き,出席理事の過半数をもって決し,可否同数のときは,議長の決するところによる。

3 会議に出席できない理事は,あらかじめ通知された事項について,書面をもって表決し,または他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。

(書面による表決)

第 29 条 理事長は,急を要する事項または軽易な事項について,書面をもって可否を求め,理事会の議決にかえることができる。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については,議事録を作成しなければならない。

2 議事録は 1 議長が作成し・少なくとも次の事項を記載し,議長及び議長が指名した出席理事 2 名以上がこれに署名押印するものとする。

(1)会議の目的である事項,日時及び場所

(2)理事総数及び出席者数

(3)議事の経過の概要及びその結果

3 前項の議事録は,事務所に備え付けておかなければならない。

(会議の定足数等に関する規定の準用)

第 31 条 第 28 条,第 29 条及び第 30 条の規定は,常任理事会並びに評議員会に準用する。

## 第 5 章 会員及び賛助員

(会員)

第 32 条 この財団において,次のものを会員とする。

(1)特別会員

ア.50 万円以上を寄附,またはこれに相当する物品を寄贈した団体,及び 10 万円以上を寄附,またはこれに相当する物品を寄贈した個人

イ.この財団の事業に特に貢献したもの,その他理事長が適当と認めたもの

(2)普通会員

10 万円以上 50 万円未満を寄附,またはこれに相当する物品を寄贈した団体・及び2万円以上 10 万円未満を寄附,またはこれに相当する物品を寄贈した個人

2 会員は,この財団の運営につき意見を述べ,またこの財団の主催する行事等に参加できるものとする。

(賛助員)

第 33 条 前条に規定するもののほか,この財団に寄附または寄贈したものを賛助員とする。

2 賛助員の取扱については,別に理事長が定める。

## 第 6 章 専門委員会

(専門委員会)

第 34 条 この財団の事業運営に必要があるときは,専門委員会をおくことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は,理事会の同意を得て,理事長が別に定める。

## 第 7 章 事務局

(事務局)

第 35 条 この財団の事務を処理するため,事務局をおく。

2 事務局に関する規定は,理事会の議決を得て理事長が別に定める。

## 第 8 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 36 条 この寄附行為は,理事会において理事総数の 4 分の 3 以上の同意を得,かつ,京都府知事の認可を受けなければ,これを変更することができない。

(解散)

第 37 条 この財団は,理事会において理事総数の 4 分の 3 以上,評議員会において評議員総数の 3 分の 2 以上の同意を得,かつ,京都府知事の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 38 条 この財団の解散に伴う残余財産の処分は,理事会において理事総数の 4 分の 3 以上,評議員会において評議員総数の 3 分の 2 以上の同意を得,かつ,京都府知事の許可を受けて,この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

## 第 9 章 補則

(施行細則)

第 39 条 この寄附行為に定めるもののほか、この財団の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て理事長が定める。

### 附 則

- 1.この寄附行為は、設立許可のあった日から施行する。
- 2.この財団の設立当初の事業年度は、第 9 条の規定にかかわらず、法人の設立許可のあった日から、昭和 45 年 3 月 31 日までとする。
- 3.この財団の設立当初の役員は、第 14 条の規定にかかわらず、設立発起人会において選任されたものとする。
- 4.この財団の設立当初の役員の任期は、第 16 条の規定にかかわらず、昭和 45 年 3 月 31 日までとする。
- 5.この財団の設立時における基本財産は、京都市からの出えん金 1,000 万円とする。